



事業利用分量配当及び 出資配当について

Question

当組合では、今期利益が計上できたため、組合員へ配当を行いたいと思います。そこで、事業利用分量配当及び出資配当について教えてください。

Answer

組合が行うことができる配当は組合員が事業を利用した分量に応じて配当する事業利用分量配当と、一定の範囲内において払込済出資額に応じて行う出資配当の2種類があります。

○事業利用分量配当

事業利用分量配当は、組合が手数料を取り過ぎたり、組合員に高く販売したなどのため剰余金が生じたという観点から、取り過ぎ分などを返す趣旨で配当するものです。

また、事業利用分量配当は、組合事業の手数料、使用料などの過徴額の割り戻しという性格があるため、税制上、損金算入が認められています。

○出資配当

出資配当は、出資に対する利息という趣旨で認められているものであり、企業組合以外の組合は払込済出資額の年1割以内、企業組合は2割以内で配当するよう制限されています。

○注意！

事業利用分量配当を行う際は、①固定資産の処分による剰余金、員外利用から生じた剰余金、または協同組合の自営事業から生じた剰余金の部分から利用分量配当することは認められない、②配当金は組合員以外の人にはもらうことができないが、脱退者は脱退の日まで組合員であるため、脱退年度の配当はもらうことができるという以上2点に注意が必要です。

○さらに！

前期繰越損失がある場合はこれをてん補し、次に法定準備金、特別積立金及び法定繰越金（教育情報費用繰越金）を控除して、なお残額があったときのみ上述の要領で配当が認められます。

なお、配当及び法定準備金、特別積立金、法定繰越金の限度額は、当期剰余金の範囲内となります。

